

第19号議案

新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂積亮次

新城市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市営バスの設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「事業」の次に「(以下「運送事業」という。)」を加える。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(路線定期運行)」に改め、同条中「市営バス」を「路線定期運行」に改め、同条の表つくであしがる線の項を削り、同条に次の1項を加える。

2 路線定期運行の運行回数及び運行時刻は、市長が別に定める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(運行方法)

第5条 市営バスによる運送事業は、路線定期運行又は区域運行（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行をいう。以下同じ。）により行う。

第7条を次のように改める。

(区域運行)

第7条 区域運行の路線名及び運行区域は、次のとおりとする。

路線名	運行区域
つくであしがる線	作手地区の区域

2 区域運行の運行時間は、市長が別に定める。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条を第18条とする。

第16条第2項中「の場合は、」を「に規定する」に、「下車」を「降車」に改め、

同条第3項中「の確保のため一時的」を「を確保するため一時的な」に、「に任じない」を「を負わない」に改め、同条を第17条とする。

第15条第2号中「市営バス」の次に「の」を加え、同条を第16条とする。

第14条本文を次のように改める。

納付された運賃は、還付しない。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項第7号中「認めた」を「認める」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条第1項中「若しくは」を「又は」に、「運送」を「、運送」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「運行時刻」の次に「若しくは運行時間」を加え、「を中止すること」を「の中止をすること」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(運行制限)

第8条 市長は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日その他市長が運行の必要がないと認める日においては、運行しないことができる。

別表中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同表定期乗車券運賃（つくであしがる線を除く。）の項中「つくであしがる線」を「区域運行」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、作手地区において市営バスの区域運行を行う等のため必要があるからである。

第20号議案

新城市行政財産使用料条例の一部改正

新城市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

新城市行政財産使用料条例（平成17年新城市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ただし書及び第2号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表学童農園山びこの丘使用料の項中「89,420円」を「91,080円」に、「18,570円」を「18,920円」に改め、同表三石使用料の項中「99,360円」を「101,200円」に改め、同表鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな使用料の項中「54,000円」を「55,000円」に改め、同表サイクリングターミナル使用料の項中「64,800円」を「66,000円」に改め、同表板敷使用料の項中「102,340円」を「104,230円」に、「4,210円」を「4,290円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新城市行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた行政財産に係る使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた行政財産に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、行政財産使用料の額を改定するため必要があるからである。

第21号議案

新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂積亮次

新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第18条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第19条—第28条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第29条・第30条）

第5章 雑則（第31条—第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

(2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当及び退職手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、新城市職員の給与に関する条例（平成17年新城市条例第56号。以下「給与条例」という。）第4条第1項の規定を準用する。

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第4条第1項に規定する行政職給料表及び医療職給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める等級別基準職務表によるものとする。

(号給)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 給与条例第9条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第5項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(初任給調整手当等の準用)

第8条 給与条例第11条、第13条の2及び第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務手当)

第9条 給与条例第16条第1項、第2項、第4項本文及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第16条第1項	正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第16条第4項本文	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間（この項において、1週間は土曜日を起点とする最初の金曜日までの7日間をいう。）の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間
第16条第5項第1号	週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日

(休日勤務手当)

第10条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第17条第1項	勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日	新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成
---------	------------------------	-------------------------

		17年新城市条例第44号。以下この条において「勤務時間条例」という。)第9条に規定する祝日法による休日
	勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日	代休日
	勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日
	、正規の勤務時間	、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）

(夜間勤務手当)

第11条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

第12条 給与条例第19条第1項から第3項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第19条第1項の勤務は、第9条において準用する給与条例第16条第1項、第10条において準用する給与条例第17条第1項及び前条において準用する給与条例第17条第1項の勤務には含まれないものとする。

(給与の端数計算)

第13条 第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第9条において準用する給与条例第16条、第10条において準用する給与条例第17条及び第11条において準用する給与条例第18条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第14条 給与条例第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6か月以上に至ったとき(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくする場合に限る。次項並びに第24条第2項及び第3項において同じ。)は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6か月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(特殊勤務手当)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、新城市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年新城市条例第57号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の定めるところによる。

(退職手当)

第16条 フルタイム会計年度任用職員の退職手当の額及びその支給方法は、新城市職員の退職手当に関する条例(平成17年新城市条例第58号)の定めるところによる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第17条 第9条において準用する給与条例第16条、第10条において準用する給与条例第17条及び第11条において準用する給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第18条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第19条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年新城市条例第44号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1

日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

(時間外勤務に係る報酬)

第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務

に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) に対して、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務 (同項ただし書の勤務を除く。) の時間 (次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50
(休日勤務に係る報酬)

第21条 祝日法による休日 (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。) 及び年末年始の休日 (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。) において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(報酬の端数計算)

第23条 第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第24条 給与条例第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者等として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6か月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6か月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6か月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6か月以上に至ったときは、

第1項の任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 4 前3項の規定にかかわらず、第32条の規定により報酬の支給を受ける会計年度任用職員（市長が別に定める者を除く。）については、期末手当を支給しないものとする。

（特殊勤務に係る報酬）

第25条 特殊勤務手当条例第2条に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

（報酬の支給）

第26条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外
のとき、又は月の末日まで支給するとき以外ときは、その報酬額は、その月の現
日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差
し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第27条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第19条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第19条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第19条第3項の規定により計算して得た額

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当

該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第19条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
- (3) 時間額による報酬 前項第3号の規定により計算して得た額
(報酬の減額)

第28条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- 2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第15条第1項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額は、規則で定める。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、新城市職員の旅費に関する条例（平成17年新城市条例第53号）の規定の適用を受ける職員の例による。

第5章 雑則

(給与からの控除)

第31条 給与条例第8条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第32条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(会計年度任用技能労務職員の給与)

2 職員のうち、法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に該当をする者の給与の種類及び基準については、当分の間、この条例の各相当規定の例による。

(経過措置)

3 第4条から第6条までの規定により決定した給料の額又は第19条の規定により決定した報酬の額が、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第2章第2節の規定により定められた愛知県の地域別最低賃金時間額に達しないこととなる者については、当該給料の額又は報酬の額のほか、その差額に相当する額を給料又は報酬として支給する。

4 当分の間、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までに非常勤職員として任用をし、かつ、施行日において会計年度任用職員として任用をした者（同一の職務を引き続き従事する者と市長が認めるものに限る。）の給料又は報酬の額が、施行日前の報酬又は賃金の額に達しないこととなるものについては、当該報酬の額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給することができる。

(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における期末手当に関する特例)

5 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における第14条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。ただし、市長が別に定める職員については、この限りでない。

別表（第5条関係）

行政職給料表

等級	基準となる職務
1 級	相当の知識、経験等を要する職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする職務

医療職給料表

等級	基準となる職務
1 級	相当の知識、技術、経験等を要する職務
2 級	高度の知識、技術、経験を要する職務

理 由

この案を提出するのは、会計年度任用職員制度の導入に当たり、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため必要があるからである。

第 2 2 号議案

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(新城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 新城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び同法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

(新城市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 新城市職員定数条例（平成 1 7 年新城市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「臨時」を「臨時の職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）」に改める。

(新城市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第 3 条 新城市公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 2 2 条第 1 項」を「第 2 2 条」に改める。

第 6 条中「。以下「給与条例」という。」を削る。

(新城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 4 条 新城市職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

4 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 2 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(新城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 新城市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年新城市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「の範囲で給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年新城市条例第 号)第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」に改める。

(新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年新城市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 新城市職員の育児休業等に関する条例(平成17年新城市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第24条中「職員が」を「職員(会計年度任用職員を除く。)が」に改め、「(非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務1時間当たりの給与額)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年新城市条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第17条及び第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給

与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給
与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 新城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新城市条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表区長の項、自治振興事務所長の項、生産組合長の項、生活環境委員の項、公民館長の項及び生涯学習推進員の項を削り、同表中

鳳来寺山自然科学博物館	館長	月額 180,000円
	運営審議会委員	日額 7,500円
長篠城址史跡保存館	館長	月額 180,000円
	運営審議会委員	日額 7,500円

を

鳳来寺山自然科学博物館運営審議会委員	日額 7,500円
長篠城址史跡保存館運営審議会委員	日額 7,500円

に改め、同表嘱託職員の項を削る。

(新城市職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 新城市職員の給与に関する条例（平成17年新城市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

附則に次の1項を加える。

(行政職給料表(二)の適用を受ける者の給与)

10 法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準については、当分の間、この条例の各相当規定の例による。

(新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第10条 新城市職員の退職手当に関する条例（平成17年新城市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年新城市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

(会計年度任用企業職員の給与)

第26条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当及び退職手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、新城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新城市条例第 号）の規定を準用する。

(新城市議会事務局条例の一部改正)

第12条 新城市議会事務局条例（平成17年新城市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する条例の規定を整備するため必要があるからである。

第23号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂積亮次

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新城市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 新城市職員の分限の手續及び効果に関する条例(平成17年新城市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項ただし書中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(新城市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 新城市職員の旅費に関する条例(平成17年新城市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号、第4号及び第5号若しくは第29条」を「第16条各号又は第29条第1項各号」に、「場合には」を「ときは」に改める。

(新城市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 新城市職員の給与に関する条例(平成17年新城市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第26条第6項中「当該各項に」を「、これらの規定に」に改め、「、若しくは

法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

(新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 新城市職員の退職手当に関する条例(平成17年新城市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 新城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年新城市条例第220号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年新城市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法等の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第24号議案

新城市職員定数条例の一部改正

新城市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市職員定数条例の一部を改正する条例

新城市職員定数条例（平成17年新城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「701人」を「719人」に改め、同号ア中「464人」を「482人」に改め、同条第3号中「70人」を「52人」に改め、同条第8号中「146人」を「155人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消防の事務部局の職員を増加し、業務体制の充実を図る等のため必要があるからである。

第25号議案

新城市消防団条例の一部改正

新城市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市消防団条例の一部を改正する条例

新城市消防団条例（平成17年新城市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

第6条第1項第5号中「又は第2号のいずれか」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消防団員の欠格事由から成年被後見人又は被保佐人を削除する等のため必要があるからである。

第26号議案

新城市手数料条例の一部改正

新城市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市手数料条例の一部を改正する条例

新城市手数料条例（平成17年新城市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第27号議案

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年新城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び」を「氏名及び当該」に改め、同条第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第10条第1項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「、氏名及び」を「氏名及び当該」に改め、同項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第13条第1項中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、氏に変更のあった者の旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため必要があるからである。

第28号議案

新城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

新城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂積亮次

新城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

新城市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年新城市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整理するため必要があるからである。

第 29 号議案

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年新城市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に指定都市の長が行う研修を修了した者を加えるため必要があるからである。

第30号議案

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂積亮次

新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「同条」を「同省令第27条」に改め、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加える。

第40条第2項中「第73条第1項」を「附則第73条第1項」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条中第4項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に、「第1項本文」を「第1項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「あつては」の次に「、第1項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

第2条 新都市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第29号とし、第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「、第13条、第14条並びに第19条」及び「並びに第43条」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条第14号から第16号までを5号ずつ繰り下げ、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「かつ適切な」を「かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3

項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する通知」を「の規定による通知」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に、「支給認定の」を「当該」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その

教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「いい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において」を「いう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給

認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「の各号」を削り、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書並びに第24条（見出しを含む。）から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞ

れ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「同項第1号」を「同号又は同項第2号」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「にあつてはその利用定員の数を」を「にあつては」に、「附則第4条」を「附則第3条」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を

「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「に係る支給認定保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第8項中「附則第5条」を「附則第4条」に改め、同条第9項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条中「規程」の次に「（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）」を加え、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要

な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条を次のように改める。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。))を、それぞれ含む」に、「本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く)」を「この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項

第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、）」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30

条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。」とあるのは「定める額をいう」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ）」に、「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条を附則第4条とする。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者による連携施設の確保の例外に係る基準を定める等のため必要があるからである。

第 3 1 号議案

新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部
改正

新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部
を改正する条例

新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例（平成 2 7 年新城市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する
条例

第 1 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号。以下「令」という。）第 4 条第 4 項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者に係る支給認定子ども」を「特定教育・保育給付認定保護者（令第 4 条第 2 項第 6 号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）に係る満 3 歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもの」を「満 3 歳未満保育認定子どもの」に改め、同項第 1 号中「支給認定保護者」を「特定教育・保育給付認定保護者」に改め、「B 1 階層又は」及び「のいずれか」を削り、「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「支給認定保護者」を「特定教育・保育給付認定保護者」に、「満 3 歳未満の支給認定子ども及び満 3 歳以上の支給認定子どもであって、満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にあるもの（第 6 条第 1 項において「満 3 歳未満支給認定子ども等」という。）」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「利用者負担額は、支給認定子ども」を

「教育・保育給付認定子どものうち、満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）の教育又は保育に係る利用者負担額は、満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

教育・保育給付認定子どものうち、満3歳以上教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。）の教育又は保育に係る利用者負担額は、0円とする。

第4条の見出し中「支給認定子ども等」を「負担額算定基準子ども」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「前条の」を「前条第2項及び第3項の」に、「第14条」を「第13条第2項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項の規定により算出した額に0.5を乗じて得た」を「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども
前条第2項又は第3項第2号の規定により算出した額に0.5を乗じて得た額
- (2) 負担額算定基準子どものうち最年長者及び2番目の年長者を除く満3歳未満保育認定子ども 0円

第4条第2項を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「前条第2項」を「前条第3項」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第3条」を「第3条第2項及び第3項並びに前条第1項」に、「第14条の2第1項」を「第14条」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「B1階層又は」及び「のいずれか」を削り、同項第1号中「支給認定保護者に係る」を削り、「もの」を「者」に、「最年長の支給認定子ども」を「負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「支給認定保護者に係る」を削り、「最年長の支給認定子どもの次に最年長の支給認定子ども」を「負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項に次の3号を加える。

- (3) 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども
- (4) 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども
- (5) 負担額算定基準子どものうち最年長者及び2番目の年長者を除く満3歳未満保育認定子ども

第5条第2項各号列記以外の部分中「第3条の」を「第3条第2項及び第3項並びに前条第1項の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第3条第1項の規定により算出した額に0.5を乗じて得た」を「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号又は第2号に掲げる満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに関して第3条第2項又は第3項第2号の規定により算出した額に0.5を乗じて得た額（特定教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもにあつては、0円）
- (2) 前項第3号から第5号までに掲げる満3歳未満保育認定子ども 0円

第5条第3項から第5項までを削る。

第6条の見出し中「出生順位第3位以降の支給認定子どもが満3歳未満」を「教育・保育給付認定保護者に係る満3歳未満保育認定子どもが出生順位第3位以降」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第3条」を「第3条第2項及び第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「満3歳未満支給認定子ども等」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに」を「満3歳未満保育認定子どもに」に、「支給認定子どもの」を「満3歳未満保育認定子どもの」に改め、同項第1号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「B1階層」を「B2階層」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「H2階層」を「H階層」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第3条第1項」を「第3条第2項又は第3項第2号」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、「若しくは第2項」を削り、「前条第1項から第4項まで」を「前条」に、「支給認定子ども」を「満3歳未

満保育認定子ども」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

階層 区分	定義	平日 (月額)	土曜日又は日曜日 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯及び教育・保育給付認定保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である世帯	0円	0円
B1	A階層を除き、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が当該年度分の市町村民税に係る市町村民税世帯非課税者（令第4条第2項第8号イに規定する市町村民税世帯非課税者をいう。）である世帯	0円	0円
B2	A階層及びB1階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。）の額のみ	4,500円	1,200円

	の世帯（所得割課税額（同項第2号に規定する所得割の額をいう。以下同じ。）のない世帯）			
C 1	A階層から	42,700円未満	7,800円	2,100円
C 2	B 2階層までを除き、	42,700円以上 48,600円未満	10,700円	2,800円
D 1	当該年度分の市町村民	48,600円以上 58,600円未満	10,700円	2,800円
D 2	税の所得割課税世帯で	58,600円以上 66,900円未満	14,300円	2,900円
D 3	あって、その所得割課	66,900円以上 77,200円未満	16,900円	3,100円
E	税の年額区分が次の額	77,200円以上 97,000円未満	16,900円	3,100円
F 1	である世帯	97,000円以上 117,600円未満	20,400円	3,400円
F 2		117,600円以上 132,300円未満	24,900円	3,600円
F 3		132,300円以上 169,000円未満	25,500円	4,100円
G		169,000円以上 264,100円未満	26,800円	4,900円
H		264,100円以上 301,000円未満	28,100円	5,300円
I		301,000円以上 397,000円未満	28,100円	5,300円
J		397,000円以上	28,100円	5,300円

備考

- 1 この表に定める額は、1月に行う教育又は保育の日数を25日として算出

した額であり、月の途中から教育又は保育を行う等によりその月の教育又は保育を行う日数が25日に満たない場合の満3歳未満保育認定子どもに係るその月分の利用者負担額については、この表に定める額を日割により計算した額とする。

- 2 所得割課税額の計算は、満3歳未満保育認定子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（その者が家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 3 4月分から8月分までの月分の利用者負担額の決定に係る所得割課税額の計算は、この表中「当該年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えて行うものとする。
- 4 所得割課税額を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとし、同法第323条の規定による市町村民税の減免がある場合又は子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条の2第2項の規定による控除がある場合には、それらの額を控除して得た額を所得割課税額とする。

別表第2（第3条関係）

世帯区分	平日 (月額)	土曜日又は日曜日 (月額)
別表第1に定める階層区分のA階層又はB1階層に該当する世帯	0円	0円
別表第1に定める階層区分のB2階層に該当する世帯	400円	100円
別表第1に定める階層区分のC1階層に該当する世帯	700円	200円
別表第1に定める階層区分のC2階層	1,000円	200円

又はD 1 階層に該当する世帯		
別表第 1 に定める階層区分のD 2 階層 に該当する世帯	1, 4 0 0 円	2 0 0 円
別表第 1 に定める階層区分のD 3 階層 又はE階層に該当する世帯	1, 6 0 0 円	3 0 0 円
別表第 1 に定める階層区分のF 1 階層 に該当する世帯	2, 0 0 0 円	3 0 0 円
別表第 1 に定める階層区分のF 2 階層 に該当する世帯	2, 4 0 0 円	3 0 0 円
別表第 1 に定める階層区分のF 3 階層 又はG階層に該当する世帯	2, 5 0 0 円	4 0 0 円
別表第 1 に定める階層区分のH階層、 I 階層又はJ階層に該当する世帯	2, 6 0 0 円	5 0 0 円

備考 この表に定める額は、午前8時30分から午後3時までの時間以外の時間において、1日につき1時間までの教育又は保育を1月を単位として行う場合の利用者負担額であり、1日につき1時間を超えて教育又は保育を行う場合の利用者負担額の月額、この表に定める額に1日につき行う教育又は保育の時間数（1時間未満の端数がある場合は、1時間とする。）を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担額について適用し、同月前の月分の利用者負担額については、なお従前の例による。

（新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 3 新城市保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関

する条例」を「新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例」に改める。

理 由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、満3歳以上教育・保育給付認定子どもの教育又は保育に係る利用者負担を無償とする等のため必要があるからである。

第32号議案

新城休日診療所の設置及び管理に関する条例及び新城市夜間診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城休日診療所の設置及び管理に関する条例及び新城市夜間診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂積亮次

新城休日診療所の設置及び管理に関する条例及び新城市夜間診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(新城休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 新城休日診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表診断書の項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表証明書の項中「540円」を「550円」に改める。

(新城市夜間診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 新城市夜間診療所の設置及び管理に関する条例（平成19年新城市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条中「3,240円」を「3,300円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、診断書の交付手数料等の額を改定するため必要があるからである。

第 3 3 号議案

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 9 月 2 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表夜間看護等手当の項中「看護に」を「看護業務に」に改め、「従事した医療職給料表（三）」の次に「の適用を受ける職員又は看護業務の補助業務に従事した行政職給料表（二）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、看護助手に夜間看護等手当を支給するため必要があるからである。

第34号議案

新城市つげの活性化ヴィレッジの設置及び管理に関する条例の廃止

新城市つげの活性化ヴィレッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂積亮次

新城市つげの活性化ヴィレッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
新城市つげの活性化ヴィレッジの設置及び管理に関する条例（平成27年新城市条例第44号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に同日以後の新城市つげの活性化ヴィレッジの使用の許可を受けた者の当該許可に係る使用については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、新城市つげの活性化ヴィレッジを廃止するため必要があるからである。

第35号議案

新城市学童農園山びこの丘の設置及び管理に関する条例等の一部改正

新城市学童農園山びこの丘の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂積亮次

新城市学童農園山びこの丘の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(新城市学童農園山びこの丘の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 新城市学童農園山びこの丘の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「1, 080」を「1, 100」に、「3, 700」を「3, 770」に、「3, 240」を「3, 300」に、「3, 780」を「3, 850」に改め、同表の2の項中「540」を「550」に、「1, 900」を「1, 930」に改め、同表の3の項中「540」を「550」に、「1, 900」を「1, 930」に、「1, 620」を「1, 650」に改め、同表の4の項中「1, 640」を「1, 670」に、「2, 670」を「2, 720」に改め、同表の5の項中「5, 240」を「5, 340」に、「4, 210」を「4, 290」に、「3, 180」を「3, 240」に、「6, 270」を「6, 390」に改め、同表の6の項中「2, 670」を「2, 720」に、「1, 640」を「1, 670」に、「1, 030」を「1, 050」に改め、同表の7の項中「23, 140」を「23, 570」に、「13, 370」を「13, 610」に改め、同表の8の項中「1, 080」を「1, 100」に、「2, 370」を「2, 420」に改め、同表の9の項中「100」を「110」に、「210」を「220」に、「160」を「170」に改め、同表の10の項中「1, 640」を「1, 670」に、「820」を「830」に改め、同表の11の項から13の項までの規定中「1, 080」を「1, 100」に、「210」を「220」に、「2, 160」を「2, 200」に改める。

(新城市鳳来ゆ～ゆ～ありいなを設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 新城市鳳来ゆ〜ゆ〜ありいなを設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表スポーツ施設の項中「510円」を「530円」に、「250円」を「260円」に、「100円」を「110円」に、「410円」を「420円」に、「200円」を「210円」に改め、同表浴場の項中「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に、「450円」を「470円」に、「250円」を「260円」に改め、同表全館の項中「1,120円」を「1,150円」に、「550円」を「570円」に、「250円」を「260円」に、「860円」を「890円」に、「450円」を「470円」に改め、同表回数券の項中「5,100円」を「5,300円」に、「2,500円」を「2,600円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「6,100円」を「6,200円」に、「3,000円」を「3,100円」に改め、同表年会員券の項中「20,570円」を「20,950円」に、「82,280円」を「83,800円」に、「25,710円」を「26,180円」に、「102,840円」を「104,720円」に改める。

（新城市名号温泉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 新城市名号温泉施設の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第168号）の一部を次のように改正する。

別表中「710円」を「720円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の新城市学童農園山びこの丘の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に新城市山びこの丘（以下「山びこの丘」という。）の利用の許可を受けた者に係る使用料について適用し、同日前に山びこの丘の利用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、指定管理者に

利用料金を収受させている公の施設の利用料金の上限額となる使用料の額を改定するため必要があるからである。

第36号議案

新城市公共用物の管理に関する条例等の一部改正

新城市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂積亮次

新城市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例

(新城市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第1条 新城市公共用物の管理に関する条例（平成17年新城市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条各号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(新城市道路占用料条例の一部改正)

第2条 新城市道路占用料条例（平成17年新城市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(新城市河川占用料条例の一部改正)

第3条 新城市河川占用料条例（平成17年新城市条例第178号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、公共用物の使用料等の額を改定するため必要があるからである。

第37号議案

新城市水道事業給水条例等の一部改正

新城市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(新城市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 新城市水道事業給水条例（平成17年新城市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中「68,040円」を「69,300円」に、「172,800円」を「176,000円」に、「280,800円」を「286,000円」に、「880,200円」を「896,500円」に、「1,306,800円」を「1,331,000円」に、「3,256,200円」を「3,316,500円」に、「5,540,400円」を「5,643,000円」に改め、同表150ミリメートルの項を削る。

第10条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第23条の表メーター口径別基本料金の項中「799.20円」を「814.00円」に、「1,728.00円」を「1,760.00円」に、「2,808.00円」を「2,860.00円」に、「3,240.00円」を「3,300.00円」に、「10,800.00円」を「11,000.00円」に、「19,440.00円」を「19,800.00円」に、「40,392.00円」を「41,140.00円」に、「86,400.00円」を「88,000.00円」に改め、同表使用水量別料金（一般用）の項中「70.20円」を「71.50円」に、「108.00円」を「110.00円」に、「162.00円」を「165.00円」に、「205.20円」を「209.00円」に、「237.60円」を「242.00円」に、「270.00円」を「275.00円」に改め、同表使用水量別料金（臨時用）の項中「378.00円」を「385.00円」に改める。

(新城市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第2条 新城市工業用水道事業給水条例（平成17年新城市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第22条第1号中「38.88円」を「39.6円」に改め、同条第2号及び第3号中「77.76円」を「79.2円」に改める。

（新城市下水道条例の一部改正）

第3条 新城市下水道条例（平成17年新城市条例第226号）の一部を次のように改正する。

別表基本使用料の項中「594.00円」を「605.00円」に改め、同表排出量別使用料の項中「70.20円」を「71.50円」に、「129.60円」を「132.00円」に、「151.20円」を「154.00円」に、「183.60円」を「187.00円」に、「205.20円」を「209.00円」に、「226.80円」を「231.00円」に、「259.20円」を「264.00円」に改める。

（新城市地域下水道の管理に関する条例の一部改正）

第4条 新城市地域下水道の管理に関する条例（平成17年新城市条例第229号）の一部を次のように改正する。

別表基本使用料の項中「972.00円」を「990.00円」に改め、同表排出量別使用料の項中「324.00円」を「330.00円」に、「129.60円」を「132.00円」に、「151.20円」を「154.00円」に、「183.60円」を「187.00円」に、「205.20円」を「209.00円」に、「226.80円」を「231.00円」に、「259.20円」を「264.00円」に改める。

（新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正）

第5条 新城市農業集落排水施設の管理に関する条例（平成17年新城市条例第230号）の一部を次のように改正する。

別表第1基本使用料の項中「2,484.00円」を「2,530.00円」に改め、同表世帯員数別使用料（一般家庭）の項中「615.60円」を「627.00円」に改め、同表排出量別使用料（一般家庭以外のもの）の項中「75.60円」を「77.00円」に、「97.20円」を「99.00円」に、「

「108.00円」を「110.00円」に、「129.60円」を「132.00円」に、「151.20円」を「154.00円」に、「183.60円」を「187.00円」に改める。

(新城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 新城市水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成28年新城市条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則別表第1継続使用者に係る水道料金表メーター口径別基本料金の項中「1,686円」を「1,718円」に、「1,758円」を「1,790円」に、「1,789円」を「1,822円」に、「1,861円」を「1,896円」に、「1,902円」を「1,938円」に、「2,921円」を「2,975円」に、「3,250円」を「3,311円」に、「3,785円」を「3,855円」に改め、同表超過料金の項中「216円」を「220円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(新城市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新城市水道事業給水条例(次項及び附則第4項において「新条例」という。)第8条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の給水装置の新設又は増径の工事(以下この項及び次項において「給水装置工事」という。)の施工の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の給水装置工事の施工の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

3 新条例第10条第1項の規定は、施行日以後に施工する給水装置工事の工事費について適用し、施行日前に施工する給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。

4 新条例第23条の規定は、令和元年11月期分として徴収する水道料金から適用し、同年10月期分までの水道料金については、なお従前の例による。

(新城市工業用水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第2条の規定による改正後の新城市工業用水道事業給水条例第12条第1項の規定は、施行日以後に新設する配水管に係る費用について適用し、施行日前に新設す

る配水管に係る費用については、なお従前の例による。

(新城市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第3条の規定による改正後の新城市下水道条例別表の規定は、令和元年11月期分として徴収する使用料から適用し、同年10月期分までの使用料については、なお従前の例による。

(新城市地域下水道の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第4条の規定による改正後の新城市地域下水道の管理に関する条例別表の規定は、令和元年11月期分として徴収する使用料から適用し、同年10月期分までの使用料については、なお従前の例による。

(新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第5条の規定による改正後の新城市農業集落排水施設の管理に関する条例別表第1の規定は、令和元年11月期分として徴収する使用料から適用し、同年10月期分までの使用料については、なお従前の例による。

(新城市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第6条の規定による改正後の新城市水道事業給水条例の一部を改正する条例附則別表第1の規定は、令和元年11月期分として徴収する水道料金から適用し、同年10月期分までの水道料金については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、水道料金等の額を改定するため必要があるからである。

第38号議案

新城市水道事業給水条例の一部改正

新城市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市水道事業給水条例の一部を改正する条例

新城市水道事業給水条例（平成17年新城市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「管理者が」を「管理者により」に、「した者（）」を「受けた者（法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けた者を含む。）」に改める。

第23条の表使用水量別料金（一般用）の項中「71.50円」を「82.50円」に、「110.00円」を「132.00円」に、「165.00円」を「187.00円」に、「209.00円」を「231.00円」に、「242.00円」を「264.00円」に、「275.00円」を「297.00円」に改め、同表使用水量別料金（臨時用）の項中「385.00円」を「407.00円」に改める。

第28条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第7条第1項の指定の更新をするとき。 1件につき 7,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項及び第28条の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第23条の規定は、令和2年5月期分として徴収する水道料金から適用し、同年4月期分までの水道料金については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、水道事業の安定的な経営を図るに当たり、水道料金の額を改定する等のため必要があるからである。

第39号議案

新城市下水道条例等の一部改正

新城市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年9月2日提出

新城市長 穂積亮次

新城市下水道条例等の一部を改正する条例

(新城市下水道条例の一部改正)

第1条 新城市下水道条例（平成17年新城市条例第226号）の一部を次のように改正する。

別表排出量別使用料の項中「71.50円」を「82.50円」に、「132.00円」を「143.00円」に、「154.00円」を「165.00円」に、「187.00円」を「203.50円」に、「209.00円」を「225.50円」に、「231.00円」を「253.00円」に、「264.00円」を「286.00円」に改める。

(新城市地域下水道の管理に関する条例の一部改正)

第2条 新城市地域下水道の管理に関する条例（平成17年新城市条例第229号）の一部を次のように改正する。

別表排出量別使用料の項中「330.00円」を「440.00円」に、「132.00円」を「143.00円」に、「154.00円」を「165.00円」に、「187.00円」を「203.50円」に、「209.00円」を「225.50円」に、「231.00円」を「253.00円」に、「264.00円」を「286.00円」に改める。

(新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正)

第3条 新城市農業集落排水施設の管理に関する条例（平成17年新城市条例第230号）の一部を次のように改正する。

別表第1世帯員数別使用料（一般家庭）の項中「627.00円」を「638.00円」に改め、同表排出量別使用料（一般家庭以外のもの）の項中「77.00円」を「88.00円」に、「99.00円」を「110.00円」に、「110.00円」を「121.00円」に、「132.00円」を「

「148.50円」に、「154.00円」を「170.50円」に、「187.00円」を「209.00円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(新城市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新城市下水道条例別表の規定は、令和2年5月期分として徴収する使用料から適用し、同年4月期分までの使用料については、なお従前の例による。

(新城市地域下水道の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の新城市地域下水道の管理に関する条例別表の規定は、令和2年5月期分として徴収する使用料から適用し、同年4月期分までの使用料については、なお従前の例による。

(新城市農業集落排水施設の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の新城市農業集落排水施設の管理に関する条例別表第1の規定は、令和2年5月期分として徴収する使用料から適用し、同年4月期分までの使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、下水道事業の安定的な経営を図るに当たり、下水道使用料等の額を改定するため必要があるからである。